

一般事業主行動計画（第五期）

日本証券業協会

本協会は、金融商品取引業者の行う有価証券の売買取引等の公正性を確保する等により、金融商品取引業の健全な発展を図り、投資者の保護に資することを目的とする内閣総理大臣の認可を受けた我が国唯一の自主規制機関（認可金融商品取引業協会）である。

このような公益性の高い本協会の業務を遂行するためには、職員には高いモラルと社会的使命感のほかに「高度な専門的知識」と「豊富な職務経験」が求められるところであるが、こうした知識や経験は、職員一人ひとりが長期にわたり継続的に職務を遂行することにより、その習得が期待されるところである。そのためには、「すべての職員にとって働きやすい職場であること」が重要であることから、職員が仕事と子育てを両立させることができる環境をつくるため、以下のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間 2025 年 4 月 1 日～2030 年 3 月 31 日

2 目標と取組内容・実施時期

目標 1 計画期間中に、男性職員、女性職員ともに育児休業等※の取得率を 100%とする。

※ 養育する子の 1 歳（ただし、配偶者が育児休業をしている場合は 1 歳 2 か月）到達までの期間内に、1 日単位で、最長 2 週間取得できる、当該子を養育するための休暇を含む

（対策）

- ✓ 2025 年 4 月～ 女性職員と比較し、育児休業の取得率が低い男性職員に対し、育児休業や育児サポート休暇、その他育児に関連する休暇の取得促進のため、定期的に出産・育児に係る諸制度の周知を行い、さらなる制度の理解促進を図る
- ✓ 2025 年 4 月～ 対象となる職員に対し、制度利用について個別案内を実施

目標 2 年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 14 日以上として、労働時間の削減に努めることとする。

（対策）

- ✓ 2025 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を適宜把握
- ✓ 2025 年 4 月～ 年次有給休暇の取得促進のため、定期的に人事部より計画的な休暇取得の呼びかけを行い、労働時間の削減に努める

以 上